

退去の流れについてご一読ください

1. 賃貸借契約書を確認

◆退去予告の期限について

退去の連絡は、解約する日より1ヶ月以上前に連絡する必要がありますので、ご注意ください。

※契約内容によって異なり2ヶ月前もございますのでご注意くださいませ。

◆短期解約違約金について

入居から1年もしくは2年経過していない場合等、短期解約の違約金がある場合がございますので契約書を事前にご確認のほどよろしくお願ひします。

※契約内容によって異なります。



2. 退去申込み（解約通知）

◆専用フォームから退去申込みする場合

当ページ下部にあるボタンより、専用フォームからお申込みください。

◆解約通知書で申込みする場合

契約書に

◆その他の方は

(株)ジョイテック TEL **078-322-2122**

営業時間 午前9時～午後6時まで(午後6時からは夜間受付に転送になります)

※解約通知後の変更は原則として認められません。



3. 各種手続きおよびゴミ処理について

◆ライフライン等の移転手続き

退去1週間前までに、管轄の電力会社・ガス会社・水道局へ移転及び解約の手続きを行ってください。地域によって手続きが異なる場合がありますので、各市区町村役場へご連絡の上ご確認ください。

◆ゴミ処理について

退去立会いの当日までに、お部屋の清掃を行い、必ず全ての荷物が無い状態にしておいてください。ゴミは、決められた曜日・場所に出してください。※日程が合わない場合は、引越し先に持っていくなどの配慮をお願いします。

※退去後に粗大ゴミまたは残置物があった場合は、処分費をご請求させていただきます。



4. 火災保険の手続き

火災保険に加入されている方は、解約手続きを行って下さい。解約希望の連絡をしない場合、自動的に継続手続きをされることになります。保険会社まで必ずご連絡をお願いします。



5. 退去立会い（退去日当日）

退去立会い（ルームチェック）は、入居者様と立会い業者が立会いの上、お部屋の補修箇所を確認します。室内確認後、鍵（スペアキーを含む）および室内備品の取扱説明書をご返却ください。



6. 解約精算

お住まい頂いたお部屋の補修修繕費等の費用を差し引いた敷金、保証金の返金、未収金の請求精算等を行います。退去月の次月に解約精算書を郵送（またはご連絡）します。

※敷金の精算は諸経費の処理後となります。

※家賃滞納などで預かり敷金を超えた場合、当社の指定する方法でお支払いしていただきます。銀行振込みの場合、手数料はお客様負担となりますのでご了承くださいませ。

ご不明な点がございましたら

株式会社ジョイテック **TEL 078 - 322 -2122** 営業時間 9時～午後 6時まで

お気軽にお問い合わせくださいませ。